

北九州市告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月6日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
金剛地区地区計画	北九州市八幡西区金剛一丁目、馬場山東三丁目及び大字馬場山地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課